様式第93の2（第104条関係）（平13経産令29・追加、平13経産令250・平17経産令23・令元経産令17・一部改正）

（表面）

第　　号

計量法第168条の3第4項の規定による立入検査証

所属及び氏名

年　月　日　生

年　月　日　発行

写

真

発行者　　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

（裏面）

計量法（平成４年法律第51号）抜すい

第148条　経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第168条の３　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、研究所に、第148条第１項又は第２項の規定による立入検査を行わせることができる。

第175条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

⑶　第148条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第176条　次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

⑷　第148条第２項又は第３項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。